

釜財発第 472号の2
平成22年11月1日

各部課（所・室）長
外 局 の 長 様

総務企画部長 山 崎 秀 樹

平成23年度予算の要求について

平成23年度予算編成の基本的考え方については、「平成23年度予算編成の基本方針（平成22年11月1日付釜財発第472号。以下「市長通知」と略。）」により市長から通知したところですが、予算要求にあたっての具体的な注意事項等を次のとおり通知します。

記

添付資料

- 資料1 節別予算積算基準
- 資料2 要求入力の注意点
- 資料3 起債事業充当率

様式

- 様式1 経費増減リスト
- 様式2 過疎・辺地リスト
- 様式3 補助金に関する調
- 様式4 公営企業収支計画

担当／財政課 平 松（内線125）

1 全般的事項

- (1) 総務省の概算要求において、23年度地方財政の一般財源総額は社会保障費の自然増への対応を含めて前年並みとされており、特に経常経費については厳しい調整が見込まれること。
- (2) 上記に加え、税収の回復の遅れと一部事務組合負担金の増により、当市では昨年度より財源不足が拡大していること。
- (3) 国の平成22年度補正予算の成立の見通しと事業採択の状況が不明であるため、場合によっては年度間で予算計上の調整を行うものであること。
- (4) 厳しい状況にあっても、市長通知のとおり、第六次総合計画及び過疎地域自立促進計画の実質初年度として、市民が安心して希望を持って暮らすことが出来るまちづくりに向けた積極的な施策展開が期待されていること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税及び地方譲与税等

税制改正、地方財政計画と国県の予算編成、及び地域経済の状況を注視し、的確な見込を算定すること。

(2) 使用料及び手数料等

多くが歳出に充当される特定財源であり、収入額の増減が予算執行に影響するため、22年度の執行状況等を踏まえて正確な見積りを行うこと。

(3) 国県支出金

国の22年度補正予算への該当など国県の最新動向に留意し、補助負担率、対象事業の範囲及び補助単価等の正確な見積りを行うこと。

(4) 財産収入

使用料等に準じて単価・料率等に検討を加えるとともに、財源確保のため売却予定市有地等の積極的な処分を進めること。

(5) 繰入金

社会福祉基金、国保財政調整基金など毎年度経常的に繰入を計上する基金を除き、担当課要求段階では財源として基金繰入金を計上しないこと。

(6) 諸収入

無料の施設利用その他の行政サービスは、有料サービスとの公平を欠くことのないよう事業内容に留意し、実費徴収金等は適正に歳入に計上すること。

(7) 市債

- 予算要求時点の市債充当率は、(資料3)のとおりとすること。
- 将来負担の増大に配慮しつつ各種施策を積極的に推進するため、一般会計の市債発行額は、臨時財政対策債を除き元金償還額の90%以内に調整する予定であること。

- 同様に特別会計の市債発行額は、22年度9月補正後現計予算額の範囲内を目処に、公営企業収支計画（様式4）の内容等により調整する予定であること。

3 歳出に関する事項

(1) 政策的経費について

① 一般財源総額の見込み

普通建設事業、災害復旧事業、各種補助金、投資及び出資金、貸付金については、22年度9月補正後現計予算額を目処に調整する予定であること。

② 総合計画とのリンク

普通建設事業及び新規ソフト事業は、「平成23年度事業計画書の作成について（平成22年10月25日付 釜総政発第168号）」による事業計画の調整を踏まえて予算査定を行うものであること。

③ 過疎及び辺地対策事業

過疎地域自立促進計画採択事業は事業費を改めて精査し、辺地区域内の公共事業は辺地対策事業の導入の可否を確認のうえ要求することとし、いずれも（様式2）を作成提出すること。

③ 補助金

経常的な補助金は総額を削減、臨時的補助金は重点化を進めることとし、（様式3）を作成提出すること。

《見直し対象とする補助金》

- 補助額以上の繰越金が生じている団体への補助金
- 会費収入以上の額を補助している団体への補助金
- 補助額の算定基準が不明確な補助金
- 代表者が市長、若しくは事務局が庁内にある団体への補助金
- 補助額が10万円未満の零細補助金

④ 県営事業負担金

負担金の使途が明確となる内訳書を添付すること。

(2) 一般行政経費について

① 一般財源総額の見込み

政策的経費以外の経費については、義務的支出（人件費、扶助費及び公債費）を除き、原則として22年度9月補正後現計予算額以下となるよう調整すること。

② 特別会計繰出金等

- 建設事業会計（水道・下水道・集落排水）への繰出金は、原則として22年度9

月補正後現計予算額以下となるよう調整するとともに、経営見通しを（様式4）により作成のうえ提出すること。

- 保険医療会計（国保・後期高齢・介護）への繰出金は、過大要求とならないよう所要額を吟味し、要求額の積算根拠を添付すること。

③ その他一般行政経費

- 各種負担金の削減のため、団体等への新規加入は原則として行わず、既存の負担金も下記の基準により再検討した結果を要求に反映させること。

《見直し対象とする負担金》

- ・ 総会資料以外の情報提供等を受けていない団体の負担金
- ・ 費用に比較して効果が少ないことが明らかな団体の負担金
- ・ 既に参加目的を達成したと認められる団体の負担金

- 公用車の総台数が100台に迫り、経年劣化の著しい車両も多いため、今後の公用車の管理を検討するため別に現況調査を行うので、遺漏なく提出すること。
- 新たに発生する経費であっても単純に要求額に上乗せすることなく、ビルド&スクラップの徹底に努めること。

4 予算編成に関するその他の事項

(1) 債務負担行為

翌年度以降に債務を負担する経費があるときは、歳出予算とあわせて債務負担行為の設定を要求すること。

(2) 繰越明許費

特別の事情により年度内の執行完了が困難な経費があるときは、事業執行計画に十分留意して算定すること。

(3) 継続費

対象となる事業がある場合は、事前に財政課に協議すること。

(4) 決算との関連

平成23年度から決算付記説明を事業別に改めることに伴い、予算の事業区分を相当に見直す必要があるため、入力開始に先立って財政課予算担当と十分打ち合わせを行うこと。